

○財務省告示第七十五号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十七年二月十六日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年三月十日
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号
利付国庫債券（二年）（第三百四十九回）
二 発行の根拠
財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政
の法律及びその
運営に必要な財源の確保を図る
ための公債の発行の特例に關す
る法律（平成二十四年法律第百
一号）第二條第一項並びに特別
會計に關する法律（平成十九年
法律第二十三号）第四十六條第
一項、第四十七條第一項及び第
六十二條第一項
社債、株式等の振替に關する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機關は日本銀行とする。

三 振替法の適用等
四 発行方法
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あつて、価格競争入札において
定められた利率をその利率とし
、価格競争入札において募入

| | | | | | | |
|------|-------|-----|------|------|------|-------|
| 二十 | 十九 | 十八 | 十七 | 十六 | 十五 | 十四 |
| 払込期日 | 者入札参加 | 払場所 | 元利金支 | 償還金額 | 償還期限 | 第二期利息 |

平成二十七年二月十六日

財務大臣から通知を受けた者

日本銀行

額面金額百円につき百円

平成二十九年二月十五日

利子を支払う。

て、その日以前六月間に属する

を、支払期とし、各支払期におい

毎年二月十五日及び八月十五日

後第二期利息

第二期利息

額面金額 $\times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$

規定する期日について同じ。

は、その翌営業日に支払う（以

期が銀行休業日に当たるとき

た金額を支払う。ただし、支払

期とし、次の算式により算出

平成二十七年八月十五日を支

額）を控除することができ

ける所得税の税率を乗じた金

住者又は外国法人が適用を受

より算出した金額に当該非居

る場合には、前記(一)の算式に

が非居住者又は外国法人であ

を発行時に、又は外国債

じた金額（ただし、当該国債

額に百分の二十・三一五を乗

より算出した金額から当該金

に、前記(一)の算式に